



加東市マスコット 加東伝の助

乳幼児等及びこども医療費助成制度のご案内

乳幼児等及びこども医療費助成制度について

この制度は、市と兵庫県の補助により、0歳から18歳を迎えた最初の年度末までのお子様を対象に、医療機関等を受診したときの自己負担（保険診療分）が無料となる制度です。

《受給者証の区分》

乳幼児等医療費受給者：0歳から9歳（小学3年生または義務教育学校3年生）まで

こども医療費受給者：10歳（小学4年生または義務教育学校4年生）から18歳を迎えた最初の年度末まで

※保険診療分のみが助成対象です。入院時の食事代や差額ベッド代、文書料、容器代、予防接種代、保険適用外の健康診断や審美医療、選定療養費等は助成の対象外です。

※入院・通院に関わらず、医療費が高額になる場合は、加入の健康保険に「限度額適用認定証」の申請をしていただき、乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証と一緒に医療機関へ提示してください。（マイナ保険証を利用される方は不要です）

※所得制限はありません。

※助成は、加東市に住民登録がある方に限ります。ただし、市外の学校に在学するため、一時的に学生寮が所在する市区町村で住民登録をされている方は、在学及び在寮を証明できるものを提出することで、助成を受けられます。詳細については、裏面下部記載のお問い合わせ先に確認してください。

他の公費負担医療制度利用後の自己負担額の助成について

自立支援医療、小児慢性特定疾病、指定難病等他の公費負担医療制度の助成を受けた場合は、そちらが優先され、乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証は医療機関の窓口でご利用いただけませんが、医療機関の窓口でお支払いになられた自己負担額を、保険医療課に申請していただくことにより助成を行っています。

申請に必要なもの

- ①医療保険の資格情報が確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）
- ②乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証、対象となる公費負担医療制度の受給者証
- ③他の公費負担医療制度の助成を受けた後の領収書（原本）
- ④保護者様名義の振込口座のわかるもの
- ⑤自己負担上限額管理票（小児慢性等で自己負担上限額管理票がある場合のみ）

対象となる公費負担医療制度

自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、肢体不自由児通所医療、特定医療（指定難病）、結核患者の医療、兵庫県肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定する肝炎治療による医療、兵庫県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第3に規定する肝がん・重度肝硬変入院関係医療（H30.12.1～）

訪問看護サービスの利用でも、乳幼児等／こども医療費受給者証が使えます

乳幼児等／こども医療費受給者証を提示することで、訪問看護サービスの自己負担額が助成されます。

※訪問看護の利用において、他の公費負担医療制度が適用になる場合は、そちらが優先されますが、他の公費負担医療制度利用後の自己負担額についても、保険医療課に申請いただくことにより、助成します。

学校等でのケガについて

認定こども園、学校等でのケガに対しては、災害共済給付制度（自己負担額に加えて保険診療点数の1割の見舞金が支給されます。）が優先しますので、乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証を使用せず受診し、日本スポーツ振興センターへ請求手続きを行ってください。ただし、初診から治癒するまでの医療費が5,000円未満の場合は、乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証が使えます。

乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証が使用できないとき

- ・ 県外で受診したとき、補装具を作ったときは、申請により負担金をお返しします。
- ・ 補装具を作ったときは、加入の健康保険に申請して給付を受けたあと、残りの本人負担額をお返しします。健康保険組合等発行の支給決定通知書等を持参し、申請してください。

《医療費の申請に必要なもの》

- ・ **県外受診**
 - ①領収書（原本）
 - ②乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証
 - ③医療保険の資格情報が確認できるもの
（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）
 - ④保護者様名義の振込口座のわかるもの
- ・ **補装具（治療用装具）**
 - ①領収書・領収明細書
 - ②医師の意見書の写し
 - ③健康保険組合等発行の支給決定通知書（加東市国民健康保険の方は不要です）
 - ④乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証
 - ⑤保険の資格情報が確認できるもの
（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）
 - ⑥保護者様名義の振込口座のわかるもの

次の場合は届出が必要です！

- (1)氏名、住所、医療保険またはその内容に変更があったとき
- (2)離婚や再婚等により、保護者または扶養義務者が変更になったとき

(1)(2)の手続きは、保険医療課窓口での届出のほか、右のQRコードから電子申請により提出することもできます。



交通事故にあったとき

交通事故で乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証を使って受診するときは、必ず届け出てください。

適正な受診を心がけましょう！

こどもの急病、ケガなどでお困りのときは、小児救急医療電話相談（#8000）をご利用ください。

休日・夜間の急なこどもの病気にどう対処したらいいのか、病院の診療を受けた方がいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談ができるもので、お子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

- 電話番号 #8000または078-304-8899（ははきゅうきゅう）
- 相談時間 平日・土曜日：18時～翌朝8時
日曜祝日及び年末年始：8時～翌朝8時

【お問い合わせ：加東市市民協働部 保険医療課 医療係 ☎0795-43-0501（直通）】